平成２６年（フ）第５５号
広島市南区段原１丁目２番13号
債務者　重松　正美
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三﨑　和也
4　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６号
広島県廿日市市宮園８丁目４番地４
債務者　重松　一
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三﨑　和也
4　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
広島市南区段原１丁目２番13号
債務者　小川　美子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三﨑　和也
4　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
大阪市阿倍野区三明町１丁目９番21号
債務者　古川　博
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４４号
和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵86番地の１
債務者　岩本　哲也
1　決定年月日時　平成26年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石津　剛彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４６８号
福岡市東区馬出１丁目７番７―204号
債務者　橋本　敏勝
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９４４号
福岡県大野城市栄町２丁目５番24―701号デイズマンション
債務者　鶴元　芳之
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　浩樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前９時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８３号
福岡県太宰府市都府楼南３丁目24番13―406号
債務者　木和　正徳
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　弘達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３号
福岡市南区寺塚２丁目７番20―413号
債務者　岡翔・一岡信之こと　一岡　信幸
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　巧示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７９９号
仙台市泉区上谷刈２丁目８番10号
債務者　花田　清輝
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８２１号
仙台市泉区上谷刈３丁目11番21号　Ｃアミーユ八乙女301
債務者　小野寺　護
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６００号
岡山市北区鹿田町１丁目４番20号茅野ビル102号
債務者　大田　道雄
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８４号
広島市安佐北区口田南７丁目40―５、住民票上の住所広島市安佐北区落合４丁目15番７―102号
債務者　斉藤　直貴
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２５号
広島市中区加古町２番17―204号
債務者　デザートキッチン　Ｎ’ｓ　ｓｗｅｅｔｓこと　中高下宏和
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０２号
広島市安芸区矢野東３丁目９番27号
債務者　佐々木文雄
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１３号
広島市西区南観音３丁目２番８―503号
債務者　岡山　和男
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部